

地震災害体制発令基準・要員配備基準表 (第6条関係)

編成表

種類	発令基準	要員配備基準				※	
		部長	副部長	総務班	対策班	現地対策班	計
注意体制	(イ)大津市内もしくは甲賀市内の観測点で震度4の地震が発表または観測されたとき (ロ)対策部長が必要と判断したとき (ハ)河川関係地震災害対策本部長(以下「対策本部長」という)が指示したとき			1	1	1	3
警戒体制	(イ)大津市内もしくは甲賀市内の観測点で震度5弱以上の地震が発表または観測されたとき (ロ)対策部長が必要と判断したとき (ハ)対策本部長が指示したとき		1	2	2	2	7
非常体制	(イ)大津市内もしくは甲賀市内の観測点で震度6弱以上の地震が発表または観測されたとき (ロ)大規模災害が確認されたとき (ハ)対策部長が必要と判断したとき (ニ)対策本部長が指示したとき	1	2	7	5	3	18

※最小限の要員を示したものであり、対策部長の指示により適時運用するものとする。
なお、非常体制は全員を原則とする。

(震度5弱以上の初動について)

・25分ルール¹の運用方法に基づいて事務所長は初動対応要員からの報告を受け、初動情報を本局へ伝達する。

(震度6弱以上の初動について) 【地震初動マニュアル抜粋・改】

- ・気象庁が、大津市内もしくは甲賀市内の観測点で震度6弱以上の地震を発表した場合、職員は原則として全員事務所に参集すること。
- ・参集にあたっては、公共交通機関が不通時においても、何らかの方法で事務所へ参集すること。
- ・ただし、参集に通常勤務時間に比べて極めて長時間を要する場合は、近傍の他勤務官署に参集し、事務所に連絡をとった後に事務所に参集するように努める。
- ・被災等でやむを得ず参集できない場合にあつては、連絡が可能になったら速やかに事務所へ連絡する。
- ・詳細は「大戸川ダム工事事務所業務継続計画」によるものとする。

大津市内観測所とは、大津市 ①御陵町、②国分、③南郷観測地点とする。
甲賀市内観測所とは、甲賀市 ①水口町、②甲南町、③信楽町観測地点とする。

※ 令和6年4月現在

風水災害体制発令基準・要員配備基準表 (第6条関係)

編成表

種類	発令基準	要員配備基準 ※					計
		部長	副部長	総務班	対策班	現地対策班	
注意体制	(イ)大雨及び洪水に関する注意報が発令され、対策部長が必要と判断したとき (ロ)台風の本土上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき (ハ)流域平均累加雨量が50mmを超え、さらに降雨が予想されるとき (ニ)大鳥居水位観測所の水位が1.30mを超え、さらに水位が上昇すると予想されるとき (ホ)対策部長が必要と判断したとき (ヘ)河川部関係風水害対策本部長(以下「対策本部長」という)が指示したとき				1		1
第1警戒体制	(イ)大雨及び洪水に関する警報が発令され、対策部長が必要と判断したとき (ロ)台風の近畿地方接近又は上陸が予想されるとき (ハ)流域平均累加雨量が100mmになったとき (ニ)大鳥居水位観測所の水位が1.30mを超えたとき (ホ)水防活動の必要が予想されるとき (ヘ)被害の発生が予想されるとき (ト)対策部長が必要と判断したとき (チ)対策本部長が指示したとき			1	2	1	4
第2警戒体制	(イ)流域平均累加雨量が150mmになったとき (ロ)大鳥居水位観測所の水位が1.80mを超えたとき (ハ)甚大な被害の発生が予想されるとき (ニ)対策部長が必要と判断したとき (ホ)対策本部長が指示したとき		1	2	3	3	9
非常体制	(イ)甚大な被害が発生したとき (ロ)対策部長が必要と認めたとき (ハ)対策本部長が指示したとき	1	2	7	5	3	18

※最小限の要員を示したものであり、対策部長の指示により適時運用するものとする。
なお、非常体制は全員を原則とする。

※ 令和6年4月現在

※大鳥居の水位観測所水位について

設定している水位は、大戸川下流(県管理区間:水位周知河川)の基準観測所である綾井橋観測所の洪水予報発令基準相当の流量から流量比を用いて、大鳥居観測所の流量を算出し、大鳥居観測所流量見合いの換算水位をH-Q式から算出した。
注意体制及び第1警戒体制では、はん濫注意水位(水防団が出動して河川の警戒にあたる水位)として1.30mを設定。第2警戒体制では、はん濫危険水位(溢水・はん濫等により重大な災害が起こるおそれがある水位)として1.80mを設定。

水質事故災害体制発令基準・要員配備基準表 (第6条関係)

編成表

種類	発令基準	要員配備基準 ※					
		部長	副部長	総務班	対策班	現地対策班 計	
注意体制	①直轄管理区間及びその流域において水質事故が発生した場合。 ②二次災害により水質事故の発生の恐れがあり対策部長が必要と判断した場合。 ③水質事故により、原因物質の流出防止対策を実施する必要がある場合。 ④警戒体制または非常体制の後、直轄管理区間及びその流域に及ぼす影響は少なくなつたが、河川の影響等の監視が必要な場合。 ⑤その他对策部長が必要と判断した場合。			1	1	1	3
警戒体制	①水質事故により直轄管理区間及びその流域において、取水停止などの被害の発生または発生の恐れがある場合。 ②その他对策部長が必要と判断した場合。			1	2	2	5
非常体制	①水質事故により直轄管理区間及びその流域において、取水停止などの重大な被害の発生または発生の恐れがある場合。 ②その他对策部長が必要と判断した場合。	1	2	7	5	3	18

※最小限の要員を示したものであり、対策部長の指示により適時運用するものとする。
 なお、非常体制は全員を原則とする。

※ 令和6年4月現在